

北海道型コンテナ苗協議会設置要領

第1 設置の趣旨

北欧で開発され欧米などで普及が進んでいるコンテナ苗は、日本においても本州や九州で導入されている。

北海道の気候や地質等に適したコンテナ苗の生産及び拡大に資することを検討するため、林業団体等が一堂に会し協議する「北海道型コンテナ苗協議会」を設置するものである。

第2 協議事項

北海道型コンテナ苗協議会においては、次の事項について協議するものとする。

- (1) コンテナ苗の生産及び利用拡大に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

第3 構成

北海道型コンテナ苗協議会は、別表に記載する機関及び団体をもって構成する。

第4 運営

北海道型コンテナ苗協議会の会長は、北海道水産林務部林務局森林整備課長とし、必要に応じて招集し開催する。

また、北海道型コンテナ苗協議会の事務局は森林整備課保護種苗係に置く。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、北海道型コンテナ苗協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成25年2月19日から適用する。

附則

この要領は、平成30年2月13日から適用する。

附則

この要領は、令和3年1月29日から適用する。

別表

- 1 北海道森林管理局
- 2 北海道
- 3 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所
- 4 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター北海道育種場
- 5 地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場
- 6 北海道森林整備事業連合協議会
- 7 北海道山林種苗協同組合
- 8 北海道森林組合連合会
- 9 一般社団法人北海道造林協会
- 10 栄林会